

第 6541 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 10月 14日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二)
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: <https://www.zeirishi-miwa.co.jp>

♠ 源泉所得税納期の特例

Q：源泉所得税に納期の特例という制度があるようですが、どのようなものなのですか？

A：次のような制度です。

【解説】

納期の特例とは、原則、給与等の支払日の翌月10日までに納付しなければならない源泉所得税及び復興特別所得税を、次のように、年2回にまとめて納付できる制度です。

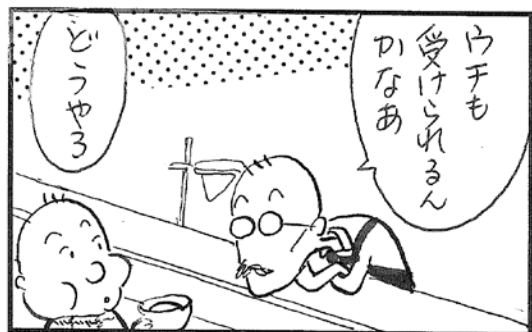
源泉徴収日	納付期限
1月分から6月分	7月10日
7月分から12月分	翌年1月20日

この制度の対象になる事業者は、給与等の支払を受ける者が常時10人未満の源泉徴収義務者です。

「給与等の支払を受ける者が常時10人未満」かどうかは、給与等の支払を受ける者の数が平常の状態において10人未満かどうかにより判定されます。

したがって、日々労働者を雇い入れることを常態とする事業者であれば、たとえ常雇人の人数が10人未満であっても、日々雇い入れる者を含めて常時10人未満でなければ、この適用を適用することはできません。

ただし、労働者を日々雇い入れることを常態としない者が繁忙期に労働者を雇い入れ10人以上となる場合には、給与の支払いを受ける者が常時10人未満であるものとされ、この特例を適用することが認められます。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】